

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年九月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年九月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 柴 崎 進 一

- | | | |
|---|-------|-------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路 線 名 | 加須鴻巣線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
加須市上種足字五番三六九一番一 地先から 同市上種足字四番九四六番一地先ま で		区 間
九・七四 〽 一三・五九	九・七四 〽 一〇・一五	敷地の幅員 (メートル)
二六七・九		延 長 (メートル)
		備 考